

水産政策審議会企画部会

第 8 2 回 議 事 録

水産政策審議会第82回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和元年12月4日（水）10時00分

閉会 令和元年12月4日（火）11時55分

2. 出席委員

（委員）	石井 ユミ	内田 和男	大森 敏弘	佐々木 貴文
	田辺 恵子	橋本 博之	山下 東子	山本 徹
	吉川 文			

（特別委員）	窪川 かおる	久保田 正	後藤 理恵	菅原 美徳
	関 いずみ	高橋 健二	永沼 博明	野田 一夫
	深川 英穂	結城 未来	和田 律子	

3. その他出席

（水産庁）	森漁政部長	黒萩増殖推進部長	吉塚漁港漁場整備部長
	保科企画課長	廣野管理調整課長	山里国際課長
	山本計画課長	他	

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第82回企画部会
議事次第

日 時：令和元年12月4日（水）10:00～11:55

場 所：石垣記念ホール（三会堂ビル9F）

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- （1）令和元年度水産白書の構成と骨子について
- （2）水産政策の改革について
- （3）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	令和元年度水産白書の構成と骨子について	3
3	水産政策の改革について	29
4	その他	37
5	閉 会	38

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第82回企画部会を開催したいと思います。

私は、本日の事務局を務めます企画課長の保科でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、森漁政部長から御挨拶申し上げます。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の森でございます。水産政策審議会第82回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、委員並びに特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、年末お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。また、先般11月の13日、14日の福岡市、糸島市への現地調査に参加いただきました委員の皆様方におかれましては、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

私自身も途中からではございましたが、参加をさせていただいたところでございます。福岡県におけます様々な漁業所得向上、消費拡大等の取り組みについて、現場を訪問いたしまして意見交換を行う貴重な機会になったというふうに思っております。今後もこうした現場での動きというのを踏まえながら、この水産白書の作成を含めまして、政策の検討・実行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、前回の企画部会で作成方針等について御検討いただきました際の御意見を踏まえまして、事務局で作成をいたしました令和元年度水産白書の構成と骨子について、御議論、御意見をいただきたいというふうに考えております。

今回の水産白書の特集テーマ、変動する我が国の水産業、平成期を振り返ってということでございます。平成30年間の水産業の変遷といったことを中心に、記述を検討しているというところでございます。

加えまして、本日の会議におきましては、この白書とは別に、昨年成立しました改正漁業法に基づきます政省令ですとか通知、海面利用ガイドライン等の検討状況について、御報告をさせていただければと考えているところでございます。限られた時間ではございますが、活発な御意見を賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりませんので、御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

なお、企画部会におきましては、情報共有の円滑化や事務文書の効率化を図るため、ペーパーレスで実施するというのが原則になっておりますけれども、本日はペーパーレスで実施するための環境が整っておりませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は現段階で委員11名中8名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

なお、大森委員につきましては後ほど御来場されるということでございます。

また、特別委員につきましては、14名中12名の方が御出席されております。

次に、本日の配付資料を確認させていただきます。封筒に資料が入っているかと思いますが、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3と入っていると思いますが、もし欠けているものがございましたら、事務局のほうに御連絡いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もしカメラが入ってらっしゃって、カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきますようお願いいたします。

それでは、山下部会長、議事進行のほうをお願いいたします。

○山下部会長 おはようございます。師走に入りまして、皆様お忙しいときに大勢御参集いただきましてありがとうございます。

また、先ほど森部長からも御案内ございましたように、先月13日、14日と視察があったんですが、25名前後の大視察団ということで皆様御参加いただいてありがとうございます。おかげさまで親睦も深まって、私もお名前と顔が一致しなかった方も一致するようになりました。しかし、日程の都合で御参加いただけなかった委員の方々もいらっしゃいます。まことに申しわけございません。また来年もこのような機会があると思いますので、そのときにはぜひよろしくお願いいたします。

それから、先ほど事務局から聞いたんですが、今日この会場の暖房が壊れているということらしくて、寒くなってきたらコートなりなんなり、お羽織りいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

それでは、着席をして進行させていただきます。

まず、事務局より企画部会の運営につきまして説明をいただきまして、それから御議論をいただくということになります。

それでは、よろしくお願いします。

○企画課長 すみません、冒頭 1 点訂正させてください。

先ほど、特別委員の出席状況につきまして、12名の御出席と申し上げましたが、11名が正しい数字でございますので、訂正させていただきます。

それでは、進め方につきまして御説明をいたします。

水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第 6 条に基づき、公開で行うこととなっております。また、第 9 条第 2 項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

運営については以上でございます。

○山下部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、令和元年度水産白書の構成と骨子及び水産政策の改革についてとなっております。また、本部会は正午までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

また、途中遅れていらっしゃる委員さん、また途中で退席される委員さんもいらっしゃると思いますので、適宜時間を見て、早目に発言をしていただくなりというふうにお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○企画課長 説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料 2、令和元年度水産白書の構成と骨子（案）という資料をごらんください。

まず、令和元年度水産白書の構成案でございますけれども、この紫色の部分が構成案になります。この紫部分の構成案につきましては、大きく分けて 2 つに分かれまして、令和元年度の水産の動向という部分と、めくっていただきまして、令和 2 年度の水産施策というふうに大きく分かります。

さらに 1 ページへ戻っていただきまして、令和元年度の水産の動向につきましては、第 1 部の令和元年度の水産の動向と、1 ページめくっていただきまして、第 2 部の令和元年度水産施策（令和元年度に講じた施策）というような構成になってございます。

1 ページに戻っていただきまして、令和元年度の水産の動向、これは第 1 部、第 2 部に分かりますけれども、まず第 1 部につきましては令和元年度水産の動向と、ここがいわゆる白書の本体に当たる部分でございます。第 1 部の令和元年度の水産の動向につきましては、第 1 章、第 2 章というふうに、特集と、いわゆる一般動向編に分かれてござ

います。第1章の今回の特集であります変動する我が国の水産業～平成期を振り返って～につきましては、第1節から第3節までで項目立てをしてございます。第1節につきましては、我が国水産業の平成期の変遷、第2節につきましては変動する漁業構造、第3節につきましては水産政策の改革と今後の水産業の方向性となっております。

第2章につきましては、平成30年度以降の我が国の水産の動向ということで、いわゆる一般動向編というものでございまして、これは第1節から第6節まで、第1節が水産資源及び漁場環境をめぐる動き、第2節が我が国の水産業をめぐる動き、第3節が水産業をめぐる国際情勢、第4節が我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き、第5節、安全で活力ある漁村づくり、第6節、東日本大震災からの復興ということで、ここは、今年の白書と同様の項目立てとなっております。

1ページおめくりいただきまして、第2部の令和元年度水産施策ということで、令和元年度にこういうことを施策としてやりましたということを記述するものでございますけれども、これにつきましては、今年の白書の令和元年度に講じようとする施策の項目立てに従って項目を立ててございます。

最後に、令和2年度水産施策ということで、令和2年度に講じようとする施策ということで、これからこういう施策を講じますということを記述する部分でございましてけれども、これにつきましては水産基本計画に沿った取り組みに加え、水産政策の改革に沿った取り組みを踏まえて記載するということを考えてございます。

具体的な記述の中身につきましては、今度は緑色のページのほうをごらんいただければと思いますけれども、3ページが第1章の特集の骨子案ということで、変動する我が国の水産業～平成期を振り返って～ということで、第1節、我が国水産業の平成期の変遷につきましては、30年間の我が国の水産業の変遷等について記述するというもので、記述内容の例ということで、幾つか記載させていただいてございます。

1つ目の白丸が漁業生産をめぐる状況の変化ということで、昭和50年代に200海里時代が幕をあけて、遠方の漁場利用を拡大・継続することが困難になった。その中で我が国周辺水域の水産資源の管理の推進というのが重要になってきました。その中で、漁業生産の減少と水産物の需給率が低下していった、こういう中で平成の時代が始まったということで、次の黒ポツにつきましては水産をめぐる状況の変化を踏まえ、平成13年に水産基本法が成立し、水産物の安定供給と水産業の健全な発展が基本理念として掲げられ、基本法に基づきまして水産基本計画が策定されて、これに基づく施策が実施されるとい

う体制になっている。さらに、内水面につきましては平成26年に内水面漁業の振興に関する法律が制定されたといったことがございます。

2つ目の白丸でございますけれども、栽培漁業や養殖業の推進ということで、栽培漁業や養殖業が昭和の後期から編成にかけて推進されるようになったというようなことでございます。

3つ目の丸につきましては、資源管理の推進ということで、平成8年に批准しました国連海洋法条約を背景として、TAC法のもと、平成9年1月からTAC制度が導入された。また、資源管理につきましては、平成14年度から資源が減少傾向にある魚種について、資源の回復を図るため、資源回復計画が実施され、さらに3つ目の黒ポツでございますけれども、太宗の漁業者が計画に基づく資源管理を推進するために、平成23年からは資源管理指針を国・都道府県が定め、資源管理計画を関係漁業者が作成して実践するというような体制が構築されるということとともに、この資源管理計画の取り組みを支援するために、資源管理・収入安定対策が導入されるという動きが見られる。

さらに、国際的に資源管理の動きが広まる中、IUU漁業の抑制・根絶に向けて、平成28年には違法漁業防止寄港国措置協定が発効したというようなことでございます。

1ページめくっていただきまして、漁場環境をめぐる動きといたしましては、平成30年間でも漁場環境に関する課題というのが次々と顕在化いたしました。

さらに2つ目のポツでございますけれども、養殖につきましては平成11年に持続的養殖生産確保法が制定されまして、この法律に基づいて漁場改善計画をつくり、これを資源管理・収入安定対策で支援するということで、養殖漁場の環境改善を推進してきたというところでございます。

さらに経営の状況といたしましては、2つ目のポツでございますけれども、個人経営体の経営状況というのは、漁労収入、支出、所得について、年による変動はあるものの、横ばいで推移している。会社経営体の経営状況につきましては、漁労収入及び支出ともに増加傾向にございます。また、漁労利益の赤字幅は変動が大きいものの、漁労外利益や営業利益は増加傾向にあるということでございます。

3つ目の白丸の漁船の構造の変化でございますが、漁船の隻数につきましては、いずれの規模でも減少傾向にございまして、特に20トン以上の階層の漁船の減少が顕著で、この30年間で2割減少しているという状況でございます。

4つ目の丸につきましては、水産物の消費の変化ということで、水産物消費につつま

しては、平成13年までは増加してまいりましたが、その後減少傾向にある。さらに消費者の食の志向についても変化が見られるということでございます。

5つ目の丸につきましては、水産業の基盤の変化ということで、漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工流通という一貫した水産物供給システムと捉えて、漁港と漁場の2つの公共事業を一体的・総合的に実施できるよう、平成13年に漁港法を漁港漁場整備法へ改正した。さらには、沖合域において資源管理の取り組みと連携した水産生産の基盤生産力向上のために、国の直轄漁場整備事業を導入。また、自然災害の激甚化など、状況に応じて水産基盤に求められる役割が多様化したことが見られるということでございます。

次に、第2節で変動する漁業構造ということで、ここは平成30年に実施されました漁業センサスなどを活用して記述するというところでございます。

記述内容の例の1つ目の丸でございますが、漁業経営体構造の変化ということで、漁業経営体につきましては、平成30年間で半数以下に減少しているということ。また、2つ目の丸で漁業就業者構造の変化につきましても、就業者も一貫して減少しているということでございます。3つ目の丸で、漁船操業の実態については、今年の平成30年センサスで、主要な漁業以外で行われている漁業、いわゆる裏作というようなものも分析されておりますので、そういうものも踏まえまして分析を試みてみたかどうかと思っております。

さらに4つ目の丸にございますけれども、流通加工構造の変化ということで、水産物の消費地卸売市場経由率は減少傾向にあるということに加えて、括弧でございまして、漁業経営体の出荷先についての分析など、ここに記載されたようなことについて、今後分析していったらどうかというふうに考えているところでございます。

第3節、水産政策の改革と今後の水産業の方向性ということで、水産政策の改革につきましては、漁業生産量の減少ですとか、漁業就業者数の減少、高齢化を背景に、平成30年6月に水産政策の改革を決定いたしまして、平成30年12月に漁業法改正が成立したということでございます。

また、令和時代の水産業の方向性ということで、幾つか記載をさせていただいておりますけれども、最初の黒ポツにつきましては、地域の漁業の課題を漁業者みずからが地方公共団体とともに考え、解決の方策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」を推進するというところで、先月現地調査に行かせていただきましたけれども、まさに糸

島の事例が、カキ小屋ですとか、ハマグリ資源管理ですとか、サワラの高鮮度処理というような取り組みが見られましたけれども、そのような取組がこの「浜の活力再生プラン」で行われているものでございます。

2つ目は、国内資源管理のお話でございます。国内資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進。

3つ目は高性能漁船の導入など、漁船漁業の構造改革を推進する。

4つ目は養殖の成長産業化を図る。

5つ目につきましては、資源管理の重要性を消費者に理解してもらうために、水産エコラベルの普及を推進する。

次の黒丸につきましては、人の話でございまして、新規就業者の就業に向けた準備または就業後の技術の習得を支援するという事で、定着率のさらなる向上を図る。

さらに、次の黒ポツにつきましては、IoTですとかAIなどのICTを活用して、省エネ、省力化、低コスト化、効率化というものを目指す。

次のポツにつきましては輸出の促進、さらに最後のポツにつきましては水産業ですとか漁村が持つ国境監視機能という多面的機能を発揮するために、漁港・漁村の活性化を図るというようなことが方向性として考えられるのではないかとございまして、これらにつきましては事例も紹介しつつ記述できたらと考えているところでございます。

以上の緑の部分が集録の記述の例として今、記載させていただいているところでございます。

次に、オレンジ色のページの第2章というところは、オレンジ色のページが第2章の一般動向編でございます。

第2章、一般動向編の第1節は、水産資源及び漁場環境をめぐる動きということで、我が国周辺の水産資源の動向と資源管理のための取り組み、漁場環境等について記述するという事で、そこに掲げてございますけれども、我が国周辺の水産資源、我が国の資源管理の状況、3つ目の丸が実効ある資源管理のための取り組み、4つ目の丸が資源を積極的にふやすための取り組み、次の丸が漁場環境をめぐる動き、最後の丸が野生生物による漁業被害と対策というような項目立てで記述を考えているところでございます。

1ページめくっていただきまして、第2節が我が国水産業をめぐる動きという節になります。

我が国の漁業生産、漁業経営、漁業労働環境、漁業協同組合、水産物流通・加工等の動向について記述するという事で、項目を幾つか掲げておりますけれども、1つ目の丸が漁業・養殖業の国内生産の動向、2つ目の丸が漁業経営の動向、3つ目の丸が漁業就業者をめぐる動向ということで、ここの漁業就業者をめぐる動向につきましては、今年の白書の特集が水産業に関する人材育成ということで、特集の部分にかなり人材の話を書いたしましたが、今回の白書につきましては前回の白書で特集で記述した部分について、こちらに移動してきているということでございます。

次の丸が安全な漁業労働環境の確保、次の丸がスマート水産業、次の丸が漁業協同組合の動向、次の丸が水産物の流通・加工の動向となっております。

次のページへ行きますと、第3節、水産業をめぐる国際情勢ということで、こちらは世界の話でございます、世界の漁業・養殖業の生産、水産物貿易、我が国の国際漁業の関係について記述するという事でございまして、項目といたしましては、世界の漁業・養殖業、世界の水産物消費の動向、次の丸が世界の水産物貿易、次の丸が水産物に関する貿易交渉をめぐる調整、次の丸が国際的な資源管理、次の丸が捕鯨をめぐる新たな動きということで、ここにつきましては今年7月から商業捕鯨を再開したということで、捕鯨業をめぐる動きという項目を1つ立てております。

最後の丸が海外漁業協力ということでございます。

次に、第4節、我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きということで、ここは水産物の消費、輸出入、また自給率、水産物の消費拡大に向けた活動等について記述する部分でございます。

項目といたしましては、水産物需給の動向、水産物消費の状況、また消費者への情報提供や知的財産保護のための取り組み、水産物貿易の動向について項目を立ててございます。

次のページに行きますと、第5節が安全で活力ある漁村づくりということで、漁村の現状と役割、安全な漁村づくり、漁村の活性化に向けた取り組み等について記述する節でございます。

項目といたしましては、漁村の現状と役割、次の丸が安心して暮らせる安全な漁村づくり、次の丸が漁村の活性化という項目で考えてございます。

最後、第6節が東日本大震災からの復興ということで、被災地の復旧・復興の状況、原発事故の影響への対応等について記述する節でございます。

項目といたしましては、水産業における復旧・復興の状況、次の東京電力株式会社福島第一原発事故の影響への対応という項目立てで考えているところでございます。

構成と骨子につきましての説明は以上でございますけれども、本日の議論で委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、今後案文を事務局のほうで作成していきたいと思っております。

また、委員の皆様におかれましては、白書に掲載する際に、こういう情報なり事例があるというようなアイデアなり、また事例の情報というものがございましたら、ぜひ事務局のほうへ教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました資料について、御意見等いただきたいと思っておりますけれども、時間の制約等もございますので、2つに分けて進めたいと思います。

まず最初は、構成と第1章、特集の骨子についてということで、配付資料2で言いますと、青い2枚と、それから緑色のところです。これを予定では25分ぐらいというふうになっているんですが、御意見いただきたいと思っています。

その次に第2章、一般動向編ということで、それがオレンジの部分になっております。それは後半ということで御意見いただきたいと思っております。

それでは、1つ目のパートである第1章の特集の骨子について、御質問、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

さっき実は森部長から、エアコンが効いていないから熱い議論をお願いしますと言われて、すみません、後で言われたので、おもしろい話を冒頭でできませんでしたが、そろそろ冷えてまいりましたので、本当にコートをおかけになるなりしてください。

それから、先に退室される委員さんについては、第2章、一般動向についてももう先取りして、もし御意見いただければ、それでも結構かと思っております。

それでは、いかがでしょうか。どなたからでもいかがでしょうか。

それでは、結城委員、お願いします。

○結城特別委員 すみません、熱いお話ができるかわかりませんが、第一声、質問させていただきます。

まず、皆さんに伺いたいんですが、今、拝見していまして、平成のこれまでのデータ、

上手に特集の中で整理されているな、という印象がございました。ただ、平成30年間、1年ごとに振り返るというのは、ページを作られる御予定はない、ということでしょうか。今のところはない、ということでしょうか。まずは、ちょっと質問させていただきたいんですが。

○山下部会長　じゃ、先にお答えください。

○企画課長　今の御質問は、例えば平成元年にはこういうことがあった、年表みたいな形ですか。

○結城特別委員　年表のような形です。

○企画課長　そこまでは考えておりませんで、項目ごとにこういう動きが30年間にありましたとか、一応そういう構成で今特集の記述は考えています。

○結城特別委員　そうですね。総括的に、この分野に関してはこういう動きがあった、というのを書かれていると思うんですが、今ちらっとお話しなされたように、年表的とまでは言いませんが、その年ごとのトピックスをまとめたものをぜひ作っていただきたいと希望しております。これはページ数が非常にかかわってくるので言いづらいことではありますが、一メディアの人間として、読みやすい、伝わりやすいということを考えますと、これは必須ではないかと思っております。

私は、自分が発信するとき、今、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ネット、あらゆる媒体を使って発信をさせていただいていますが、必ず心がけていますのは、「わかりやすさ」と、それに加えて必ず「見る方、読む方のモチベーションが上がるような仕掛け」を作ることを心がけています。

今までの白書を拝見していると、皆さんの御苦勞がよくわかる、大変工夫された、わかりやすい内容にはなっていると思っております。

今回は特に平成期を振り返るというまとめの部分ですので、これまで以上に関心の高い方が非常に多いと思います。今まで読まれたことがなかった方も、これを読んで参考にしたい、という方が非常に多いと思うんです。そのときに、平成元年にこういうことがありました、というようなページがあると、より良いと思います。私の御提案としては、水産業界だけではなく、歴史的な出来事も入れてほしいのです。国際的な政治・経済の情勢はこう、国内の政治・経済の情勢はこう、そしてこの年の天候はこういう特徴があった、そのうえで、水産業界ではこういう大きな出来事があった、というように、年ごとに並べていただけると、何が起こるかということ、読み手が御自分で分析をしやす

くなると思っています。読み手にこれからの未来に対するアイデアを与える資料になると思っています。

例えば、国際的にこの平成の中でトップが変わっている国もたくさんあります。トップが変わったことで方針が変わり、それが水産業界に影響を与えていたりもします。そういうものを見比べることもできます。あるいは、例えば平成3年と10年を見比べたときに、同じような傾向がある、なぜだろうと、自分で分析する要素にもなると思います。そういう読み手に対する、読み手がパッと見たときに自分で分析をできるように、もう本当に簡単なトピックスで良いんですが、年ごとにきちんとまとめてあげるのも一つではないかなと思います。

それをやることで、この後のページの・・・今、書いていらっしゃるような変遷などを、もっと読みたい、もっと突き詰めて研究をしたい、ここから読み解きたいという読者のモチベーションにつながります。さらにそれが御自分たちのお仕事なり研究なりにもっと生かせるんじゃないか、未来に対しての期待が持てる、という気持ちのフックになるのではないかと思います。そのフックとして、平成1年ごと、すみません、それは勝手に申し上げていますが、1年を1ページにすると30ページ増えてしまいますので、それを2年に1ページで15ページ、あるいは4分割で減らしていただいても結構なんです、ぱっとわかりやすくまとめていただきたいんです。

技術的にアドバイスをさせていただくとしましたらば、その際にはここで書かれているようなちゃんとした文章ではなく、箇条書きを御提案させていただきます。しかも短い文で。と言いますのは、これはあくまでも読む方が、この白書全体を読みたい、もうちょっと深掘りしてみたい、と思わせるモチベーションのための大事なフックですので、ぱっと見たときに分かるのが良いんです。なので、箇条書き、短い文、しかもとても目立つトピックスを入れ込んだ項目を並べて、年ごとに比べられるような、そんなページを作っていただけるとありがたいな、と思っています。

もちろん、さらに理想的なのは、その前の一番最初のページに年表があるとうれしいですが、皆さんの作業が増えてしまいますね。でも理想的には年表があって、ああ、全体的に平成でこういう流れがあったんだと確認できて、さらにその後ろに平成元年から30年間の動きが年ごとにわかる形。そして、その年のことをもう少し知りたいと思った時に、このページを見てください、というような注釈があると、さらにその後のページが読みやすくなるという風に思っております。

すみません、勝手な御意見を申し上げましたけれども、でも希望的にはそれをやっていただくことで、これを読んでくださる皆さんの発想を広げる大事なフックになると思っていますので、御提案させていただきました。

○山下部会長 ありがとうございます。熱い議論だったと思います。

関委員、どうぞ。

○関特別委員 私も結城委員の意見に賛同しているところがあります。私も平成を振り返るんだったら、その30年間で何か一覧してつかめるようなものがあつたら良いなということとはちょっと考えていたんですね。それが年表という形なのか何なのか、そこまではちょっとアイデアはなかったんですけども、年表はいいなと思いました。

それをつくるときに、こんなアイデアもあるかなという御提案なんですけれども、例えば平成の30年間もこの水産白書をつくり続けてきたわけですから、それぞれの年ごとに特集があつたと思います。その年々の一番のトピックスというものが象徴されて特集になっていると思うので、特集のタイトルを追っていくというような整理の仕方もあるのかなというのを考えました。水産白書をもとにして30年間で振り返ることができる。その時何があつたかみたいなことが飛び込んでくるような、そういう整理ができたらしょっとおもしろいかなというふうに思いました。

それともう一つ、骨子を見ていて、消費者の方とか一般の人たちにとって、何か水産業とか漁業が遠い話になっているように感じました。もちろん中身はこれからの話なので、そこに期待したいと思うんですけども、この中に、いろんな事例とかがコラムのような形で入ってくるんだろうなということを想像しています。やはり現場の動きは、皆さんにとっても非常に興味があるところだと思いますし、身近な話になってくると思うので、そういうところもぜひたくさん紹介していただければなというふうに思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、石井委員、お願いします。

○石井委員 質問がひとつ、要望が一つございます。一つ目の要望ですが、4ページの上から4つめのマルの「水産物消費の変化」に関してでございます。平成の30年間で私たちの食生活は劇的に変化しました。本会議は水産白書に関する意見を出し合う場ですが、日本人の食生活全般の中における魚食の変遷にも触れていただければと存じます。

昨日も会合していて、平成30年間の間で何が変わったかななんて話をしていたんですけれども、平成までは「パスタ」という言葉も一般的ではなくて、せいぜいケチャップ味のスパゲッティという時代だったのに、今やイタリアの本場をしのぐレベルの店も多くできて、イタリア料理に限らず、エスニック料理なども本格的なものが食べられたりとか、この30年間に日本人の食生活というのは物すごく変わったのではないかなと感じております。

一方で残念ながら、食生活のバリエーションが広がった平成時代だったのに、魚の消費が減ってしまった、そういう社会的な事象みたいなものも、この平成の30年を振り返る中で、もう少し深く触れられるのも意義があるのではないかと思います。

本来お魚というのは、日常の食事の食材だったのに、日本人にとってどういうふう
に魚のとらえ方が変わったのか、町の魚屋さんが減り、スーパーでの買い物が主流になったことが一因なのか、あとやはり働く女性がふえてきたとか、そういうことによって魚をさばけなくなったお母さんがふえたとか、食の嗜好の変化、社会環境の変化や女性の社会進出など、いろいろな社会的変化とかも含めた中での現在置かれている状況があって、そこを踏まえて令和の時代の日本の魚食はどうあるべきか、あってほしいのかというようなところに議論が進んでいけると良いのではないかと感じました。

それと素人な質問で恐縮ですが、4ページの上から2番目の漁業養殖業の経営の状況のところ、収入は横ばい状態とか、少し増加傾向とあるんですが、5ページの一番上の丸、漁業経営体構造の変化のところだと、全般的に減っているというふうな記述なんです、要は船の数が減ったり、携わる人が減ったりしている中でも、要は収入が安定しているというのは、経営状態がスリム化して、とてもよくなっているというような印象なのか、そこは素朴な疑問に思いました。

長くなりましたが、以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。御質問については後でまとめてお答えいただくかと思しますので、少しお待ちください。

それでは、高橋委員、お願いします。その後、佐々木委員、お願いします。

○高橋特別委員　まず、変動する我が国の水産業ということの中、水産業の中で漁業のほうから振り返ってみたいと思いますが、平成の30年間というのは大きく分けると3つぐらいに分かれるのかなというような感じがしております。

初期の段階、元年当時は、前回も申し上げましたけれども、ソ連がロシアに変わって、

アメリカの200海里の中で操業した船が、その後、ロシアの200海里内で操業をしてきたわけですが、それが撤退という形になってまいりました。これが日本漁業の、遠洋漁業の大きな変換点ということです。それから撤退を繰り返してきた、こういう歴史的なことがあります。その辺は明確に書いていてほしいなと思います。これは歴史として残るわけですから、そういう意味では白書のほうでしっかり書いていただきたいと思います。

その後はバブルの崩壊があって、これまた大打撃を受けました。漁業の分野においてもかなりの漁業会社、それから漁船も撤退をせざるを得ないという状況に追い込まれました。これまた歴史の事実でございますから、この辺もしっかり書いていただければと思います。

また、その以降、長引くデフレのなかで、企業体力ももたないということから、これは漁業だけじゃございませんけれども、外国人の就業者、外国人漁船員が入ってくる土台を作った。かつて単純労働者はいれないという閣議決定事項があったのですが、それも崩れて、現在、単純労働者も入れるような状況になってきた。これも平成ということですから、良いか悪いかは別にして、事実は事実として記載をしていくというのが非常に大切だということですから、その辺をきちんと対応していただければなと思います。

それから、若干細かいことで申しわけないんですが、近年の横ばい傾向、と書いてあるのですが、何ををもって横ばいなのか。悪くなったことの横ばいなのか、良いときの横ばいなのか、この辺が明確になっていないということです。

それから、エコラベルのことがどこかに書いてあったんですが、消費の関係で、6ページぐらいになるんですか、資源管理の重要性を消費者が理解していない。残念ながら、日本の消費者はほとんど興味を持っておりません。資源管理と言われても、これは農業もそうなんですけれども、食べることに専念をするのはすばらしいんですけれども、資源管理なり資源保護なりに注意を払うということは余りないと思います。

エコラベルも皆さんで頑張って普及促進をしたのですが、なかなか浸透しないということから、今後の扱いをどうしていくのかということと、これから資源の重要性というものをいかに消費者に徹底をしていくかということが大切な問題になってくるのではないかと思います。

それから、どこかに書いてあったのですが、漁業就業者が減ってきているということと、平成21年以降、5ページですか、おおむね横ばいで推移をしているということの後

ろのほうに、新規の就業者というのは若い世代が多いという、決してこれは自然現象の中で入ってきているわけではございませんので、各業界、各団体が苦勞しながら活動をして、各水産学校なり水産教育機関を回って、説明をしながら対応している。かつては船に乗りたい人、海技資格を持っている人が、各企業に就職を求めてきたわけですが、現在そういうことはございません。今は逆に企業側、それから関係団体が各学校に行つて説明をしながら来ていただくというようなことをやっております。その辺も平成の時代に大変化をしたという状況です。就業の流れというのも記録として残していただければありがたいと思います。

私のほうからは以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いします。その後、大森委員です。

○佐々木委員　佐々木です。

平成期を振り返っての部分ですが、生産状況の変化ですとか、何々の推進の背景としてはこういうのがあったというふうに書かれております。その中で多くは遠洋漁業の衰退とか遠方の漁場利用がなかなか難しくなったとか、そういったことが書かれているんですけども、ぜひ水産庁としての苦々しい記憶かもしれませんけれども、日中漁業協定、日韓漁業協定、発効は1999年とか、2000年とか、さらには2013年の日台民間漁業取決め、これは民間という言葉はつきますけれども、いずれにしてもこうした各国との漁業取り決めが交わされて、著しい中国、台湾、韓国の総体的な国力の増強という中で、日本の漁業界が条約に基づいて立場を弱めざるを得なかった。こういうふうを書くかどうかは別としまして、やはりその条約が結ばれたという、漁業という分野で条約が結ばれたというのは大きな歴史的な事実だと思います。職員の皆さんで、これに基づいて苦しい思いをされた方もいらっしゃると思いますので、どこまで踏み込むかは別としまして、ぜひこの条約の記載というものは必要ではないのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、大森委員、お願いします。それから、山本委員。

○大森委員　遅参してすみませんでした。

私は、6ページの第3節で第1章の最終のところでもとめという形で水産政策の改革と今後の水産業の方向性というのが来るのは、少し置き方が違うんじゃないかなと思い

ます。2章の令和に向けてのテーマとして置いた上で書いていただくということだと思います。

というのは、水産政策の改革という部分が平成のまとめで帰結されるということになれば、平成の時代を結果的には否定するというような形になりかねないんじゃないかと思うわけです。

私は前日も、前向きな位置づけで平成を振り返っていただきたいということも言わせていただきました。このあたりの方向性の置き方、これを御検討いただきたいと思います。

その上で、新たな令和のところで、改めて我が国の水産業の姿、こういったものをどういうものなのかというのを正確に捉える必要があると思っておりますので、そういったことに関した、例えば沖合と沿岸漁業の定義とか、生産の中核を担う方々をターゲットにした経営状況とか、所得構造の把握といった部分をしっかりと戦略的に捉えて、令和の時代に対応していくんだというような方向性として出していただくということをお願いする次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、山本委員、そして窪川委員、お願いします。

○山本委員 御説明ありがとうございます。

まず、読み手として考えたときに、この第1章の1節、2節、3節で考えたときに、3節目で今後の政策の改革と方向性を示していくに当たって、過去に平成の中で状況がいろいろ変化してきたという中に、水産政策としてはどういう方向性を示して、どういうことをやってきたのかというのが振り返りがあると、今後やっていくことに対しての前向きさであったりとか、ポジティブに受けとめて、次の一手を打っていくということに理解しやすいのかなと思ったので。

中身を見させていただくと、部分的に施策に対してのコメントもあったので、記載があるのかなとも思ったんですが、そこが含まれていると良いなというのは思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。

先ほどの大森委員の意見につながるところなんですけれども、私も第1章の第3節の

ところがちょっと違和感がありまして、丸の2つ目の令和の時代の水産業の方向性というところが、平成に培われた水産業の方向性ということでまとめが入るところだと思います。

第2章は、平成30年度以降、これからのことを国際的なところ、あるいは東日本大震災の総括も含めて、具体性かつ広範囲に扱われているので、もしここの第3節にこの方向性を入れるのであれば、今言ったまとめとして、国際性のところも含めて、平成の時代、減少とか後ろ向きなところが割と目立つところもありますので、逆に積極的に成果をもって次に続けるところを強調するような形で項目を整理していただいて、平成の総括、明るい未来というような形が入れば良いように思いました。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

和田委員、お願いします。どなたか挙手されましたか。じゃ、和田委員、お願いします。

○和田特別委員　4ページの部分なんですけど、4ページの白丸、上から、例えば一番上のところですけども、こういうところは割とこういう何かがあって、それでこういう課題を実施してきたと簡単には書いてあるんですが、例えば丸の上から2つ目ですとか、上から3つ目のところなんですけれども、さっき高橋委員とかもおっしゃられましたけれども、そのまま何があったかという検証だけばっを書いてあると。これが何で起きたのかというのが書いてないので、私、余り漁業ですとかそういうところ専門じゃないので、詳しくないです。どうしてこういうふうに、例えば船が減少したとか書かれていまして、ああこれ何でなのかなとちょっと思うところがあるんですね。

上から4番目の、例えば水産物のところだと、黒ポチの2つ目に社会の変化に伴い食に対する消費者志向の変化と書いてあるので、変化したからちょっと変わったのかなという想像は何となくつくんですが、上から2番目、3番目のところに関しては、そのまま書き放しな感じがありまして、この水産白書のどこか別のところにその原因を書かれるかもしれないんですが、何となく一般の目線で見ると、何でかというのがよくわかりませんので、簡単で結構です。何か例えば収入がなかなか上がらないから減ってきたのか、少し書いていただくとよくわかりますし、それが原因で減ってきたのか、そうすると今後、平成の時代が終わって令和になるときにどうしていったら良いのかということがよりわかるんじゃないかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、内田委員、お願いします。

○内田委員　３ページ目に内水面について、内水面の振興に関する法律が制定されたということで、ここに記載していただくのは非常にありがたいことだと思います。

内水面では、昭和53年ごろですか、14万トンの漁業生産量があったものが、最近では3万トン切っている状況です。その中で、やっぱり生息環境の悪化というのが、ウナギの資源減少も含めてかなり大きな要因になっていて、それでそういう状況で整理されてその振興法ができたということは、これから先に向かって何とか内水面の漁獲の水準を上げていく、資源回復を目指して、関係者、関係機関と連携して、協議会の場を設けたり、いろんな方法で水産以外の分野の方、例えば河川の管理者、そういう方と連携して生き物、魚が生息しやすい環境に戻していくという趣旨も盛り込まれています。

そういうところを6ページ目の内水面、世帯が小さいのでなかなか書きにくいと思いますが、今後の水産の方向性という中で位置づけていただければ非常にありがたいなと思っております。

生産量は日本の漁業の1%程度、生産額にすると四、五%ありますので、実は高価な魚が多い。ウナギを初めとして。そういう意味でもぜひ入れていただければありがたいというところでございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、実は質問が出ていて、まとめてお答えいただこうかと思ったんですが、特に質問的なことは今のところ、石井委員のほうから、例えば収入安定と書いてあるが、低位安定なのか、高位安定なのか、どうなんだろうという質問がありました。いかがでしょう。

○企画課長　今の石井委員の質問、多分、高橋委員の質問も同じかなと思うんですけども、収入のところの横ばいなどの記載については、これから分析をしないといけないと思いますけれども、決して高位安定と思っているわけではなくて、むしろさらに上昇の余地があるのではという中での横ばいということなのかなと思っております。

○山下部会長　ありがとうございます。ということです。分析をして、記述していただければというふうに思いますけれども、ほかにはいかがでしょう。

後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 2点ございます。

結城委員とか関委員がおっしゃっていた平成の振り返りについて、トピックを年表でまとめるという件ですが、これに関して、論文のように引用されてきた資料とか文献を載せていくというのも一つの手なのかなというふうに感じました。

多分、読み手の方によって、興味に違いがあったり、理解度に違いがあると思いますので、より深く勉強したいとか知りたいといった時に参照できるリスト集というのを水産庁のホームページなので出していただけると良いなと思います。

あともう一つ、本当に一般の消費者の目線なんですけど、平成で進めてきたこととして、六次産業化というようなのを水産のほうでもかなり頑張ってきたかのように思います。そういったことについても、もし含められるのであれば書いていただけると、今後六次産業化をどのように考え、取り組んでいくのかというようなヒントにもなろうかなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

私もちょっと気がついたことがあるんですけども、大森委員、お願いします。私、先で良いですか。第1節、2節のところなんですけど、水産庁がやった施策というんですか、こんな法律つくりましたとか、そういう話とこういう現象がありましたという話がちょっと混在しているかなと思うんです。自分が書き手だったら、自分が水産庁の人だったら、こんな現象があったので、こんなふうな施策をやった結果、こんなにうまくいきましたというふうな、自画自賛的な書き方をするだろうけれども、それ余りやられると、読み手はちょっと嫌な感じ。だから、すごく難しいと思うんですけども、現象と、それから行ったことというのはある程度分けて、できれば因果関係がわかるように整理できていると良いんじゃないかなというふうに思った次第です。

では、大森委員、お願いします。

○大森委員 保科課長から答えられた、収入の横ばいのことなんですけれども、過去の水政審でもずっと意見として言わせてもいただいていますけれども、生産の中核を担う、そういった層がどういった収入構造で推移しているのかとか、そういった密度の濃い、本当に生産をしっかりと支えている方々がどうなのか、そういった分析をこの際、平成の時代を振り返るときに令和に向けてしっかりとさせていただくということが大事なこと

だと思っております。

○山下部会長　ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、一応前半のところ、構成と第1章の骨子についてはここまでといたしまして、続きまして第2章の一般動向編、オレンジ色のところです。こちらのほうで何か御意見等ございましたら。また、そのときに第1章のほうに戻っていただいても結構ですけれども、これからは第2章、オレンジ色のほうを中心に御意見を。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員　7ページの第2章第1節の丸の5つ目の下のほうに、海洋におけるプラスチックごみの問題とございます。

近年、大変これは社会問題となっておりますけれども、海に流入するごみの80%は川から、川というのは陸からということで、いわゆる家庭ごみ、家庭から排出されるごみが大変多いという中で、私たちの生活のライフスタイルの見直しということも大切かと思っております。

あと、近年の激甚災害によりまして、例えば私の暮らしている神奈川県ですと、流域の広い相模川だとか、あとは酒匂川、境川等からのごみの流出が大変多く、これは衛星のほうでも写真撮られているんですけども、これは私どもの神奈川県の問題なんです。

もう一つ、資料として私、手元がございますのが、海岸漂着物対策推進会議の専門家会議の中で、平成28年度の全国10地点でモニタリング調査を実施したという中で、稚内、根室、串本、国東、対馬、五島、種子島、奄美等ございます。その中で、非常に大半を占めて50%を超えるのが漁具となっております。漁網、ロープ、ブイ、発泡スチロールブイとなっておりますので、今このままでいきますと、2050年、30年後にはお魚の量を超えるんじゃないかと、海洋を漂うという中でやはり私たちの生活にも身近にかかわってくる問題ですので、この問題に関してはぜひスピード感を持って対処していただきたいと思います。

白書の中にも、今後プラスチック製品につきましの漁具については、研究・開発して、環境に影響しないような取り組みを今実施しているということが記載されているんですけども、ぜひ具体的なことがございましたら、具体的なところの記載をお願いしたいと思います。

あと、次に第4節の上から2つ目の最後のポツなんですけれども、魚食普及に向けた

取り組みというのがございます。国の方針としても、海のことを学ぶ海洋教育ということで、小中学校で実践されているというふうに読ませていただきましたけれども、やはり日常の中で魚食、魚を食べるという体験として、学校給食というのは大変に重要な機会だと思っております。予算と、また供給の問題もございますけれども、ぜひ地場産物の使用割合を高めていただきたいということで、学校給食の中で国産、地場物の魚というものを積極的に取り入れるような施策というものを実施していただきたいと思います。

あと、次になんですけれども、同じく第4節の3つ目の丸のところで、3つ目に水産エコラベルの動きというのが記載されております。先ほど委員の方からも御発言ありましたけれども、なかなか消費者というのは食べることには一生懸命だけれども、いわゆる環境保全なんか興味ないんじゃないかというような御意見ございましたけれども、私どものところの主婦連合会では、やはり水産資源の確保と保全という意味で、水産エコラベルのお知らせ活動にも取り組んでおります。

それで、水産エコラベル認証なんですけれども、海外2つ、それから日本で2つございまして、流通加工も含めまして、200を超える業者があるということで、でも実際に小売りの現場に行きますと、なかなかこの水産エコラベルを取得した商品ということを見る機会が大変少なくなっております。こんなにも流通加工でラベルを取得しているものがあるというのであれば、ぜひそういった商品が私たち消費者に届くように御配慮をいただきたいと。あと、こういうラベルがあるということを、売り場でもPOP等でお知らせしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、吉川委員。野田委員、後でよろしいですか。

じゃ、吉川委員、先にお願いします。

○吉川委員　すみません、第2節のスマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用で、ちょっと先日、農業の同じようなこういう会議に出席していたときに、農業でもスマート農業という言葉はもうはやりのように出てくるんですけれども、事例として本当に現場にいる人間が手が届くような事例というものを記載されている資料というのが非常に少なく、これって雲の上の話なのみたいな話がそのときも出ていたので、ぜひ身近でわかりやすい事例などがあつたら、白書のほうには言葉だけにならない取り組みということで、しっかり紹介していただけたら良いなというふうに、これを見て思いまし

あと、第1節の一番下の丸の野生生物による漁業被害と対策というところなんですけれども、私、猟友会にも所属しているんですけども、海の海洋生物、野生生物の被害というのは、猟友会に入っている余りぴんときいてなくて、狩るほうが余り知らないんじゃないのかなと。狩猟読本とかにも余りその辺のことが載っていないので、白書に直接関係はないかもしれませんが、そういう被害があることというのをもっと広く広めていただけたらなと思いました。

○山下部会長　ありがとうございます。

○野田特別委員 はい。この間、6月に八戸市の漁業者たちがSDGsのゴール14についての宣言をさせていただいているというのがベースであって、私も横で見ていて、ああそういうことするんだということだったんですけども。

それがあると、それを読むと、日本はこういうことをやっています。ターゲットが10個あって、そのうち日本、先進国やらなきやいけないのは5つぐらいだというのは勉強してわかったんですけれども、その5つの中のどれに対応しているのというのがわかるようなことをどこかに書いていただきたいなと思っています。要はSDGs、ゴール14に対応して、白書でどこの部分がどう対応しているのかというのがわかるようなものの記述を入れていただけないかなという話です。

それでは、窪川委員、お願いします。それから高橋委員。

– 22 –

みで、今、実証実験やっているとか、そういったようなところがあると良いのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 第3節の5つ目、国際的な資源管理という中で、地域漁業管理機関の動向ということで書いてありますが、実際、日本はどうもこういう機関が大好きで、ここで決まったものが全てお墨つきという、かなり誤解をしているようですけども、余りこの地域漁業管理機関の拘束力というのか、ほかの国は余り守ってないんですよ。これが何かすごく大義名分で、国連のような感じで、ここで決まったものが全てみんな守られて、厳格なんだ。これが守られてないがゆえに、いろんな問題があるんであって、この辺をもう少し詳しく書いていただきたいなというように思っています。

何かすごい、何でもここで決まったものが全て正当なものだと、そういうことじゃ多分。一応決めは決めなんですけど、そういうものもちょっとこの動向の中に書いていただければありがたいなと思っています。

それから、水産物の10ページの一番下の段ですが、貿易の動向って、これは国内の話なんですけど、消費量がかなり減ってきているんだという、国内の消費が減っているんだと言われつつ、いまだ日本は冠たる超輸入超大国です。金額も量も。これは紛れもない事実なんで、この辺はただ減少している、消費が減っている減っているという書き出しだけじゃなくて、これだけの膨大な量を輸入をして、それから国内生産とあわせて消費しているわけですから、これだけのものを消費をしているんだという、発想の転換で書いていただければありがたい。今の人はみんな魚を食べないということではないはずなんで、必要だからそれだけの量を輸入して、それから国内生産と一緒に合わせて消費をしているということですから、その辺はやっぱ前向きな書き方にしていいただければありがたいというように思っています。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

山本委員、そして関委員、永沼委員。

○山本委員 10ページ目の水産物消費の状況のところ、魚の魅力は突出したおいしさだと思うんですけども、そのおいしさをそのおいしいタイミングで食べることが難しいというのが商品特性としてあるのかなというふうに思っていて、なんでおいしさ

を解明するということが結構重要ななと思ってしまして、このあたり、恐らく和田委員が専門なんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。何でこの魚はおいしいんだろうというのを、消費者の方も知らないですし、流通の方は部分的にかかわっている部分はよく知っている。その漁場がよくて、えさがよくて、とり方がよくて、締め方がよくて、その後に仕立てがよくて、あとは経過日数があって、最後、調理してくれる人がいて、おいしさにつながるみたいなのが、肉と比べても、野菜と比べても、奥行きがあって、非常に難しいことであるんですが、であるがゆえに掛け算が掛け合わさったときに最高のおいしさが味わえるというのがあって、それが消費者にとっての最高に魅力なんじゃないかなと思ってまして。

これを私は科学的に分解し切れてはいないんですけども、恐らく和田先生は分解されていると思いますし、ここにおられる皆さんの知見であつたりとか、水産庁の皆さんの御存じのことで、おいしさにかかわる構成要素を分解し、消費者の方にもわかりやすいような構造化できると、魅力が伝わりやすいんじゃないかなというふうにすごく思いました。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、関委員、お願いします。

○関特別委員　２点あります。

一つは、第２節の３つ目の丸で、漁業就業者をめぐる動向というところの４つ目に、女性の地位向上と活躍ということを入れていただいて、すごく良いなというふうに思っているんですが、この漁業就業者という見出しの中に書くと、すごく限定された女性になってしまうので、もっと陸上作業とか、加工、起業なんかをしている女性も違和感なくおさまる見出しがあつたら良いと思いました。

それからもう一つは、第４節のところなんですけれども、消費・需給をめぐる動きということで、出口が輸出に特化しているような感じがします。もっといろんな出口、例えば六次産業化で加工開発とか、ブルーツーリズムのようなものとか、いろんな出口があるので、そういうところも加えていただければと思います。

○山下部会長　ありがとうございます。

では、永沼委員、お願いします。

○永沼特別委員　平成の振り返りというのと、先ほどおっしゃっていた消費動向のことと兼ねてなんですけれども、平成の振り返りの中で、僕らが専門としている加工水産、

加工水産の例えば冷凍食品でどれだけ魚が使われて、それがどれだけ消費に貢献しているかということと、あるいは食の変化の中で、先ほどおっしゃっていましたが、平成の中で大きく変化したことが、加工魚類でもたくさんあると思うんですね。例えば骨なし魚という商品が平成の時代につくられて、それが老健だとか、あるいは介護食ということで、大きな需要喚起をしているという事実とか、それが今後どうなっていくかということも含めて、その辺のことを冷凍食品も含めた加工食品ということを、ちょっと入れていただきたいというふうに考えております。

それと、消費動向って先ほどおっしゃった、今後もやっぱり我々の業界で、消費の下支えしていくというのが、やっぱり加工にどれだけ原料を持ってきて、それで加工して、どういうふうにおいしくしていくかというのは、一つ大きな課題だと思いますので、その辺をどういうふうに展望して、どういうふうに具体的にしていくかということも、ちょっと書き添えていただければと思います。

○山下部会長　ありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員　どこかに書かれるかもしれませんが、キーワードとして、インバウンドと電子商取引、ECですね。ここら辺もちょっとインバウンドの需要をどれぐらい取り込めているのかとか、あとはEC、電子商取引の部分で、どういうふうに漁業、水産加工業が位置づけられつつあるのかと。

漁村を回っていると、インバウンドをうまく取り込めている漁業者さんがいるかと思えば、全く無関心な漁業者さんも大勢いる、本当に二極化しています。これは電子商取引も同じです。ですので、ややハッパをかける意味も持って、そういうものをうまく取り込めているところもあるよというような記述で、全く無関心な方に、せっかくのチャンスですから、それを自分もやってみようというような気持ちになれるような記述にして、書いていただけるとありがたいかなというふうに思った次第です。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

和田委員、お願いします。

○和田特別委員　これはちょっと質問になるのか、よくわからないんですが、8ページの上から3つ目の白丸のタイトルで、さっき、関委員もおっしゃられましたが、漁業就

業者をめぐる動向と書かれていまして、これは漁業就業者というのは、いわゆる魚を獲る人のことの動向だけを書かれるつもりなのか、それとも水産業に携わる全般の人々を書かれるつもりなのかというのが質問です。

それを何で聞かかと言いますと、黒丸の上から2つ目の外国人労働をめぐる動向とありますが、船の乗組員が日本人が足りないというので、そういう問題もあるんですけども、加工業なんかでも随分外国人が入ってきていまして、そういう面も含めて書いていただけるのか、ちょっとわからないんですが、もし書く予定がないのであれば、水産業、女性のところももちろんそうなんですけれども、水産業全般にわたっての動向ということで書いていただければと思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには。

窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員　自分の立場から申し上げて、大変恐縮なんですけれども、またここに入るかどうかかわからないですが、水産研究教育機構という、巨大な組織が水産庁にございますので、和田先生もいらっしゃいますけれども、それぞれの研究活動、あるいは教育活動というのが、いただいている項目の全てに入るのかもしれないんですが、科学と技術、それから教育に関して、実施しているという項目を小さくても1つ設けてはいかがかと思いました。どこかの節に入るのであれば、そこに入れても良いと思います。

○山下部会長　わかりました。ありがとうございます。

それでは、久保田委員、お願いします。

○久保田特別委員　どこをどういうふうに言おうかと思って、クロマグロの資源管理がずっと入ってきておるんですけども、実は昨日こちらに来る前に、私どものところの組合長が来まして、そしてちょっとこの資料を見てくれということで、私に水揚げの状況を魚種ごとに並べたやつを見せてくれたんです。ずっと水揚げ支援というか、全国的にはサンマが大変不漁だということで、長崎の場合はサンマは年明けてから脂が抜けた加工用のサンマが回遊してくるんですが、直接これを獲るというのではなく、定置に入るという程度ですね。

関連するのは、マグロとイカなんです。マグロの資源管理はもう御案内のとおり、太平洋マグロ規制から、水揚げは減ってくるんですが、それでも前年からすると、マグロ

自体の漁獲が減ってきておると。これは資源管理のために良いじゃないかという話になるのかもしれませんが、しかしながら、マグロが減っている、マグロが獲れないわけですから、そうすると一方でこれは因果関係が変わっているかどうかというのはわかりませんが、イカが極端に減ってきています。これは全国的にスルメイカが減っているというところなんです、特に今年は極端に減っておると。

聞くとところによると、マグロのおなかをあけたり、ブリも少なくなっているんですが、おなかをあけると、イカの小さいやつをたくさん食べているという話があちこちであるわけです。

イカの種類が、スルメイカが全国で一番多いんですが、北海道のほうでは今獲れているという話もありますけれども、そのかわり時期的にヤリイカが、ケンサキイカというのがあるんですが、このケンサキイカもずっと減ってきておるといようなこと。

そして、あとはアオリイカという、ミズイカと言ったりしますが、これももう数年前からずっと減っておる。

何を申し上げたいかということ、いわゆるマグロの資源管理というような形での取り組みで、国のほうもそれなりの施策をとっていただいておりますけれども、浜のいわゆる漁師さん、漁業者の営みでありますから、その中でそういう管理をしていくことにおいて、どういうふうな経営なり生活というものが変わってきているのかというところ、こういうところもやはりなかなか難しいところがありますけれども、やはりこのところというのは、この白書というのは一番わかりやすいあらわし方をされると思いますので、ちょっと検討いただけないかなというふうに思います。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、先ほど和田委員から質問が出ていた８ページのところ、事務局、お答えいただけますでしょうか。

○企画課長　御指摘ありがとうございました。

８ページの漁業就業者をめぐる動向の見出しと中身のことでございますけれども、基本的にここは、各記載の中心は漁業になりますけれども、水産業も含めてと思っておりますので、見出しを考えたいと思います。水産業にするとかかなと思っております。

以上です。

○山下部会長　わかりました。加工のほうは入らないということですね。

○企画課長　基本は漁業中心ですけれども、例えば外国人労働の話ですとか、女性の活

躍ですとか、そういうところは加工もかかわってきますので、漁業ではなくて水産業のような形で見出しを工夫したいと思います。

○山下部会長 わかりました。

まだ御意見あるかと思うんですが、深川委員、まだ発言されていませんので、どうぞ。

○深川特別委員 私は漁業者代表と思っておりますので、最初に戻ってしまいますが、先ほど結城委員がおっしゃっていた年表をぜひ作って頂きたいと考えております。漁業法の推移、また国から見た水産業全体の成り立ちであったり、小さくは国内の漁船漁業の推移、そして海外で活躍している巻網やトロールの流れや諸外国との協定等を含めたところの年表であり、また栽培漁業、養殖業などの変化や問題点、また国民がどう魚食を中心として、和食を作り上げてきたのか分野別でも構いませんのでぜひ作成して頂きたいと考えます。

恥ずかしい話、私はこの水産白書をここ数十年間、ぱらっと見ることはありましたが、読み込むことはありませんでした。中を見ていくと非常にありがたいこともたくさん書いてあります。現在は後継者の息子たち、長男、次男、甥までも家業に携わっており、非常に責任を感じております。私どもの一族は200年以上漁業をやっております。会社自体も100年が過ぎましたが、先日息子たちへ「今後おまえたちがどう水産業を受け継いでいくか」と話したのですが、なかなか伝わりません。

考えてみれば、年表みたいなものがあつたらよかったということで、家系図を見ながら説明しましたがうまく説明できず、将来おまえたちがどう地域をまた漁村を守っていくのかと話をしました。残念ながら、ここの第5章のところでは、漁村に関する記述が非常に少ない、漁村づくりというのがありましたが、この漁村のことを全て分析記述したのがこの水産白書でしょうから、これだけなのかなと思いました。

それから、息子たちにこのまちの後継者たち、若者たちに、どう自覚してもらって、漁村や地域がどれだけ大切なのか、また、自分たちがどれだけ海を守り、人を守り、日本を守っていくのかということを話したのですが、年寄りのたわごとで終わる可能性がございます。一部はうなずきながら聞いてはくれていたものの、この水産白書に何らか後継者たちが考えさせられるようなものがあればありがたいと考えます。もちろん国の指針が一番だろうとは思いますが、自分たちもこれを読めるような、そういうものであってほしいという希望を含めて、先ほどの年表のことを再度出させていただきます。ありがとうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。

まだ発言されたいことおありかと思うんですが、時間の関係もありますので、この辺で本件の質疑を終わらせていただきたいと思います。

それで、もし言い足りないこととか、ちょっと言っておきたいことがあったら、事務局にファクス、あるいはメールでお知らせいただくというのでいかがでしょうか。今度、2月になると随分ともう文章ができてきているので、そこからまた申し上げると大変なことになる。今の間のほうが言うんだったら言ったほうが良いと思います。いつごろまでですか。来週明けぐらいまででよろしいですか。メール、あるいはファックス等で事務局にお知らせいただければ、検討して、全てが反映できるかどうかはわかりませんが、参考にさせていただけると幸いです。

それでは、次に水産政策の改革について、事務局から報告をお願いします。資料の3シリーズですね。お願いします。

○企画課長　水産施策の改革の関係で、進捗状況について報告させていただきます。

資料につきましては、3－1、3－2、3－3となっております。基本的には資料の3－1に沿ってかいつまんで御説明させていただきたいと思います。

昨年12月に改正漁業法が成立いたしまして、今その施行に向けて各種作業をやっているところでございます。法律の体系といたしまして、法律がありまして、その下に政令、省令があり、さらに通知というようなものがございます。そのような体系の中で作業をやっておりまして、現在、政省令等について作業中ということで、その内容について御報告させていただきます。

改正漁業法に基づく政省令等についてという資料でございます。

1番の政省令等の内容ということでございまして、中身は大きく分けて5つに分かれます。1つ目が①の資源管理関係ということでございます。2つ目が一つページを飛んでいただきまして、漁業許可関係ということでございます。3つ目がさらにページを1つめくっていただきまして、海面利用関係、4つ目が次のページの漁業協同組合関係、5つ目がその他というふうなことで、内容を分けると大きく5つに分かれるものでございます。

内容としましては、基本的には法律が変わって、法律の枠組みが変わったということですとか、あと手続です。法律の仕組みを動かすに当たっての手続等の細則を定めるものなので、中身が、細部にわたるような部分もございますけれども、その点は御容赦い

ただければと思います。

1 番の資源管理関係ということで、最初の黒丸は基本的に法律のたてつけから来るものでございまして、現在、漁業に関する法律というのは、漁業法というものと海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、T A C 法という 2 本立てになってございます。今回の改正では T A C 法というものを廃止いたしまして、漁業法に組み込んだということで、政令なり省令のたてつけが変わるということで、下に表がございすけれども、見直し前、改正前につきましては政令も省令も漁業法と T A C 法に関するものが 2 本、見直し後は漁業法に一本化されますので、政令も省令も漁業法施行令と漁業施行規則に一本化されるということでございます。

2 点目の黒ボツにつきましては、改正漁業法によりまして、漁獲割り当てということで、船舶ごとに漁獲できる量を個別に割り当てると、いわゆる I Q というものが新設されまして、その I Q による管理を実施するための手続ですとか I Q の割り当てを受けた人が漁獲量報告をする際の内容を定めるということで、例えばア) にありますけれども、漁獲割り当てを受けるための申請手続を定めるですとか、エ) のところがございますけれども、漁獲量等に係る報告の期限なり報告事項を定めるというようなものでございます。

3 つ目の黒ボツにつきましては、仕組みとしまして漁業者が自主的に実施する資源管理の取り組みを内容とする資源管理協定というものを結びまして、それを大臣又は知事が認定するというような仕組みがございまして、その手続等を定めるものでございます。例えば、ア) にございますけれども、協定の認定に当たって、申請手続等を定めるというような中身でございます。

1 ページめくっていただきまして、次が漁業許可関係ということでございます。

漁業法上、一定の漁業を行うには、大臣又は知事の許可が必要だということになっておりまして、現在、大臣が許可する漁業というのは 2 つ目の黒ボツのところに書いてございますけれども、指定漁業というものと特定大臣許可漁業と 2 本立てになってございます。今回、漁業法の改正によりまして、この指定漁業と特定大臣許可漁業を大臣許可漁業として一本化するということになってございます。

それに伴いまして、最初の黒ボツでございすけれども、今、指定漁業と特定大臣許可漁業と 2 本立てになっている政令なり省令を、見直し後の形ということで漁業の許可及び取り締まり等に関する省令というものに一本化するということとあわせまして、2

つ目の黒ボツにございますけれども、指定漁業と特定大臣漁業を大臣許可漁業として一本化する。許可の有効期間は5年間とするということを省令で定めるということでございまして、下の表にありますように、見直し前は指定漁業というのはどういう漁業かということは政令で定められていた。特定大臣漁業については省令で、こういう漁業については大臣の許可を受けなければならないということが書いてあったのを、見直し後につきましては大臣許可漁業というカテゴリーで一本化して、省令で定めるというようなことにしております。

その中で、次のページの3ページ目の頭でございますけれども、大臣許可漁業に一本化するに当たって、分類を一部見直すということで、小型捕鯨業と大型捕鯨業を基地式捕鯨業に一本化するなり、近海カツオ・マグロ漁業と遠洋カツオ・マグロ漁業を一本化するというようなこともあわせて行っているということでございます。

さらに、3つほど黒ボツを飛ばしまして、こちらについても上から5番目の黒ボツでございますけれども、許可の申請手続ですとか、漁業者による資源管理状況の報告事項というような手続の細則を省令であわせて定めるということと、最後の黒ボツにございますけれども、漁業を行うに当たっていろいろ制限がございまして、現状と同様に、操業の禁止区域でありますとか禁止期間というようなものを省令で現行と同様に定めるというようなことが省令の中身として記載しております。

さらにページめくっていただきまして、許可の関係で、政令、省令とは別に通知という形で、許可を受けるための資格の基準というものを定めることとしています。ア)、イ)、ウ)とありますけれども、ア)というのは漁業に関する法令遵守の基準ということで、漁業法上、漁業に関する法令を遵守せず、また引き続き遵守することが見込まれない者については許可をしませんと、許可を受ける資格がないということになっておりまして、これについては点数制になっております。

ア)の下に書いてございますけれども、罰金刑を受けた場合、罰金刑を受けた場合の加点を重くする。現行は点数制になっておりますけれども、簡単に言うと4回罰金刑を受けたら許可の取り消しということで、大臣許可漁業に関する許可は全て失うという形でしたが、それを3回という形にする。

また、無許可操業など悪質な違反をして停泊命令などの行政処分を受けた場合の加点を重くするというような形で見直しをするというのが1点目でございます。

2点目は労働に関する法令遵守の基準というのがありまして、労働に関する法令は遵

守せず、引き続き遵守することが見込まれる者については、許可を受ける適格性を喪失するというような仕組みがございまして、それは現行と同様でございます。

3つ目が生産性の基準と書いてございまして、今回の漁業法の改正によりまして、申請に係る漁業を的確に営むに足る生産性を有しない、または有することが見込まれないという者については、大臣許可漁業の適格性がないというような仕組みが設けられた関係で、漁業を的確に営むに足る生産性の有無というものにつきましては、財務諸表によりまして収益性の確保なり見込みの状況というのを確認する。収益制が低くて、このままでは漁業の経営が困難と認められる場合には、生産性の向上に向けた取り組みを行うことを大臣が勧告する。それでもその取り組みを行わないということで、勧告に従わない場合には、適格性がないということで許可を取り消しするというような内容の適格性の基準というのを通知という形で検討しているということでございます。

先ほどの生産性の基準のところの収益性の確保なりその見込みの確認に当たっては、漁船の事故ですとか資源管理のための休漁とかいうような、漁業者の責めに帰すべきでないという事態は考慮して考えるということでございます。

3つ目が海面利用関係ということで、漁業権なり沿岸漁場管理という仕組みについてのものがございます。

1点目のポツは海区漁場計画の策定から公表までの手続を定めるということで、都道府県知事が漁業権を設定する前に、漁業権の漁場がこういうところにありますという、位置等を定める海区漁場計画というものをつくりましますけれども、その際には関係者の意見を聞けというような仕組みがございまして、そういうことの手続についてア)のように都道府県知事は海区漁場計画の案を作成しようとするときは、意見の提出方法、提出期限、その他意見の提出に必要な事項を公表するというような、その手続を定めるというものです。

2つ目は、漁業権を持っている方が資源管理の状況等を報告していただくという仕組みになっていますので、それについての手続、例えばア)にありますように、1年に1回報告してくださいというようなことについて、詳細を定めるということでございます。

3つ目のポツにつきましては、沿岸漁場管理という仕組みで、漁協などが都道府県知事の指定を受けて、沿岸漁場の保全活動を実施していただくというような仕組みを今回導入いたしましたので、それに関する手続を定めるというものでございます。

このような省令のほか、5ページ目に行っていただきまして、アスタリスクが書いて

ございますけれども、漁業権に関する事務なり海面利用に関する事務等は、都道府県知事が行うことを踏まえまして、都道府県による海区漁場計画の作成ですとか漁業権の免許等、そういうものに関して、国の考え方や留意事項というものをまとめて、「海面利用制度等に関するガイドライン」という形でまとめまして、都道府県知事宛に発出するというのをあわせて行うということを考えているということでございます。

「海面利用制度等に関するガイドライン」の詳しい中身につきましては、資料 3-3 に記述がありますけれども、時間の関係上、そこは割愛させていただきます。

④につきましては、協同組合関係ということで、今回、漁業法の改正とあわせまして、水産業協同組合法も改正されました。その中で会計監査人監査というのが導入されたので、それに対象となる漁協はどういうものであるのかというようなこと。また、下のアスタリスクのところにありますけれども、水産業協同組合法が改正になりまして、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を 1 人以上登用しましょうということになりましたので、そういう販売の専門的能力を有する者の選任手続等について、これは政省令ではございませんけれども、漁協等向けの総合的な監督指針というもので定めるというようなことをあわせて行うということでございます。

最後、⑤のその他ということで、海区漁業調整委員会、密漁対策とございますけれども、今回の漁業法改正で、海区漁業調整委員会、これまでは公選制でございましたけれども、知事任命に変わったということでございます。委員を知事が任命するに当たっては、推薦なり公募をするということがございますし、また知事の任命というものがございます。それに関する手続を定めるというようなことも省令で定めるということでございます。

最後に、6 ページでございますけれども、密漁対策ということで、密漁対策のために今回罰則が強化されまして、3 年以下の懲役又は 3,000 万円以下の罰金というものが設けられました。その罰金の対象となる特定水産物の種類でありますとか、そういう採捕禁止の適用除外となる場合というのを省令で定めてございます。具体的にはア) というところで、罰則強化の対象となる特定水産動植物につきましては、ウナギの稚魚、アワビ及びナマコということで、ウナギの稚魚については施行日から 3 年間適用猶予期間を置くということと、イ) でございますけれども、試験研究又は教育実習の用に供する場合には、農林水産大臣、又は都道府県知事の許可を受けてれば、採捕禁止の適用除外になるというようなことをあわせて省令で定めているということでございます。

最後に、政省令等の今後のスケジュールということでございますけれども、施行日につきましては法律の規定によりますと、法律の公布の日から2年以内ということで定められてございます。

施行日につきましては、今回政省令を定めますと、都道府県において都道府県漁業調整規則というような規則類の準備というのが必要になりますので、そのような準備状況を踏まえつつ、なるべく早い段階で施行できるように施行日を今後決定するというような見込みでございます。

最後に、改正漁業法等の施行に向け整備を行う政省令等ということで、一覧表がついてございまして、一つが年内公布・発出を予定しているというもので、政令についてはここに書かれているようなもの、省令についてもこういうもの、通知についても先ほど申し上げましたようなガイドライン等について、今、作業をしているということでございまして、その後、第2弾ということで、施行までに公布・発出を予定しているものということで、資源管理の基本方針ですとか、そのようなものを予定しているということでございまして、そのような形で改正漁業法の施行に向けた準備を行っているというところでございます。

御報告は以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

私の記憶では、ちょうど去年の12月の、今日4日ですが、12月8日の国会でたしか成立したんだと思うんです。ここには公布の日、12月14日になっていきますけれども、国会がぎりぎりでああ通ったな、なんていうようなことだったと思います。それから2年間の間に施行するというので、今ちょうど1年たったという、そういうタイミングで政令と省令の改正を鋭意進めていращやるということでございますので、それについて説明をしていただいたということでございます。

今の説明及び資料について何か御質問等ございませんでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員　直接の質問ではないのですが、最近、諫早湾の裁判をめぐって、最高裁の判例が出された。それ自体は直接は関係ないのですが、その中で、漁業権の性質について、これは久方ぶりに最高裁が判断をしたということになります。これ、差し戻されているから、また下級審がもう一回判断するとは思いますが。

簡単な感想を言うと、要するに裁判所は法律の専門家ではあるけれども、漁業とか水

産行政の専門家ではないわけですね。したがって、だから今後、きょう御説明のあったようなことも含めて、法律が改正されて、それを動かしていくときに、やっぱり裁判所がそもそも漁業権等みたいなことについて、余りどうかなと思うような判断をされるのはよろしくないだろうというふうに思われるわけで、したがって、だから水産庁におかれましては、法務省との関係部局によく連絡をとって、恐らく最高裁で差し戻されているから、もう一回判断されるはずですので、そこで何て言いますか、あれはだから結局5年で権利が無くなるとかなくならないとか、そこだけに着目して、ちょっと水産行政のあり方を余り反映してないような判断がなされているように私は思いましたので、よく働きかけていただきたいと思うし、そうあるべきだというふうに思っていますので、これはお願いということで発言をさせていただきました。ありがとうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私、一つ要望があるんですけども、例えば資料3-1は日付が書いてあるんですけども、資料3-2と3-3は日付がないんですね。参照させていただくときに、いつ付のガイドラインなのか、きっとガイドライン案なので、今後また訂正されたりすることがあるかもしれない。そのときに古いものを見てしまう危険を避けるためにも、できれば日付入れていただければなというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。

はい、高橋委員と後藤委員、お願いします。

○高橋特別委員　3-1のI Qのことで教えてほしい。イ)のところに、I Q割合の有効期限は5年を限度と原則とすると書いてあるのですが、この割合の有効期限というのはどういうことを指して言っているんですか。

○山下部会長　お願いします。

○管理調整課長　御質問ありがとうございます。

I Qの仕組みについては、船に張りつくということにしているのは高橋委員御存じだと思うんですが、まずは船にパーセント、割合がつきます。例えば単純にするために、そのI Qを行う漁業が10隻いたとしたら、1隻が10%ずつ均等にあれば、10%ずつ割合を持ちます。それに毎年決まってくるT A Cの数量を掛けて、毎年の獲って良い数量が出てくるという仕組みです。

その1隻の船が持っている10%という割合は、有効期限が5年ということは、5年た

ったら見直しますよということを言っています。というのも、毎年の掛け算で出てくる数量というのは、パーセント自体はほかの人に売っ払ったりはできないことにしているんですけれども、毎年の数量については、T A Cの消化は100%目指すべきですから、いろんな都合があったりして、今年、船が例えば故障しちゃったとかでなかなか獲れないというときには、その年に限ってほかの人に漁自体は譲ることができることになっているんですが、翌年はまたリセットします。

でも、そういう善意のやつだったら良いんですけれども、割合だけ持って、ろくに操業もしないで、ほかの人に数字だけ割り渡していくというのをビジネスにするようなやからが出てくるとよくないということで、有効期限を設けまして、5年たったら実績を改めて、今後の制度設計になると思いますけれども、見て、ろくにとりもしないのに割合だけ持っていたような人は、その割合をぐっと下げるとか、ひょっとしたらゼロにしようとか、そういうようなことを考えているので、有効期限を設けているという趣旨です。

○高橋特別委員 よろしいですか。資源管理分科会で確認しようかなと思っているんですが、ちょっと発言する場所を間違ったのかなと思いますけど、毎年T A Cが変わっていったって、毎年隻数が変わっていく中で、5年間権利を持たせるということが果たして可能なかどうか、その辺を聞きたい。毎年漁獲量を参考にT A Cが変わっている。それから船の隻数が変わる可能性があります。少なくなったり、多くなることはなかなか難しいでしょうけれども。そうすると、自分がもらえるパーセンテージだけがずっと生き残っていく。そのパーセンテージは漁獲量に応じて、T A Cに応じて変わっていくと思うけど。

それから、将来的には予備I Qが、留保枠というのは設けるのでしょうか。そういう配分とかを想定をすると、果たして5年間というのは適当なのかどうかという問題なんです。本来であれば毎年やらなきゃならないはずですよ。それがなぜ5年間なのかなという単純な疑問です。今日は良いです。次の部会で確認しますから。

○山下部会長 では、午後の資源管理分科会でお願いします。

後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 私も高橋委員と同じなんですけれども、私も単純に5年間というのがどういった基準で決められるのかなというのを感じました。というのも、現場のほうでいろいろな声を聞いていたり、高齢化という状況を考えると、5年後といたら職種に

よって漁業従事者数が半分、もしくは3分の1になるような状況の中、5年間待たずに、例えば3年ぐらいで見直しかけて、それで状況を変えていくようなことができれば、もっと起動力があるのかなというふうに感じました。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○管理調整課長 ありがとうございます。法制度上は原則5年としているので、実際に何年にするかというのはI Qを実際にやるときの資源なり漁業なりの状況によって短くするということは考えられるというふうには思っています。

一方で、5年としている考え方の基本的な考え方なんです、漁業の許可の有効期間が5年です。基本的にはそれとパラレルにしているということで、おっしゃるような沿岸の状況というよりは、我々も御説明させていただいておりますが、I Qについては沖合の大きな漁業からまず優先して検討して進めていこうという話でいますので、日本中の漁業にI Qを適用しようということは、裏返しのことですけれども、我々としては考えていません。まずは大きいことからやっけていこう。メリット、デメリットもありますし、諸外国でもいろんな話もありますので、そのデメリットを避けるように、まずは漁業の許可、船と一緒に割合をとということでスタートさせましたけれども、基本的にはそういう考え方です、御理解いただければと思います。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もございますので、本日の質疑はこの辺で終了させていただきたいと思えます。

事務局から何か連絡等ございますでしょうか。

○企画課長 本日はありがとうございました。

スケジュールの関係ですけれども、次回の企画部会は、前回御了解いただきましたスケジュールのとおり、来年2月中旬ごろに開催させていただきまして、水産白書の1次案等について御意見をいただくことを予定しております。具体的な日程につきましては改めて調整させていただきますので、委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、本日委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、さらに貴重な御助言、御指導をいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、今日は熱い議論でありありがとうございました。

以上をもちまして企画部会を終了いたします。